

【依頼者の方へ】 欠陥住宅予防検査についての確認とお願い

- 1, 当会の欠陥住宅予防検査は欠陥を予防することを目的とした検査です、
欠陥が起きてからの対応では、どのような保証であれ精神的苦痛・金銭的負担などをカバーすることは出来ません、欠陥は起きたことを保証するのではなく、事前に予防することが重要です。
- 2, 欠陥住宅予防検査を実施したい旨を事前に業者さんに了解をとり、検査には、監督さんの立ち会いと依頼者の方の立ち会いもお願いいたします、当会検査員が行う欠陥住宅予防検査は、依頼者へのアドバイザーとしての立場で検査を行います、
検査で指摘事項が発生した場合、建設会社さんに是正方法の検討及び是正箇所の写真撮影も合わせて依頼して下さい、又、撮影した写真は検査担当者ではなく依頼者の方に提出するようにして下さい、検査後の写真、図面等の提出物は、業者さんから必ずもらってください。
- 3, 欠陥住宅予防検査を依頼される場合、事前又第一回目検査時に現地で「業務委託申込書」に記名・捺印をお願いいたします、お手数ですが現地で記入していただく場合、認印をご持参ください。
お申し込み後、着手金として¥40,000をご請求させていただきます、指定口座にお振り込み下さい(途中解約の場合は実費精算となります)。
(恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います)。
- 4, 遠距離加算について、会員の自宅、若しくは勤務先から検査地まで、
片道1時間を超える場合1時間ごとに¥3,000を交通費とは別途に頂戴いたします。
- 5, 検査に使用する図面はお手数ですが、事前に検査担当者まで郵送をお願いいたします、事前に図面をそろえることが出来ない場合は、検査までに図面をそろえるよう業者さんに要請してください。
必要図面は、「欠陥住宅予防検査必要図面・提出書類」をご確認の上業者さんに依頼してください、合わせて、「業者さんへ確認とお願い」も一緒にお渡し下さい。
- 6, 重要:「業者の方へ確認とお願い」3, 追加検査が必要な場・・・に該当する場合は追加検査が必要と思われる、追加検査を行うか業者さんと検査担当者にご相談下さい。
- 7, 重要: 検査時に重要な指摘事項が発生した場合に、は再検査を実施いたします。
家づくり援護会が実施する欠陥住宅予防検査において重大な指摘事項は現場で確認することが重要です。
 - ・再検査の実施は依頼者・施工者双方の話し合いによって実施いたします。
 - ・再検査費用の負担については依頼者・施工者どちらが負担するのか決めておくようにしてください。
 - ・検査中又は次回検査で確認できるものは再検査とはいたしません。
 - ・再検査料金: ¥5,250(税込み) / h(検査時間及び報告書作成時間) + 交通費

* 検査は、設計図通りに出来ているかを確認するものです、事前に設計図のチェックを行いたい場合は御連絡下さい。